

建築物の解体、改修作業を行うために必要な資格をご存じですか？

石綿については、作業で微細な粉じんを吸入することで数十年経過後肺がんや中皮腫等のがんを発生することが認められています。過去段階的に使用が禁止されてきましたが、未だ多くの建築物に石綿を含有する建材が残されており、今後の解体・改修時期を迎え、作業環境のみならず生活環境への飛散を確実に防止しなければなりません。

【建築物石綿含有建材調査者講習】

◆解体や改修工事等の作業を開始する前の調査に必要な資格です

建築物の解体、改修作業を開始する前に石綿の有無について調査を行い、根拠をもって有無を判定し、あれば必要な対策方法を策定し、その概要について労働基準監督署及び県の大気汚染防止法所掌担当部署に届け出ることが必要です。この調査を行う者については、令和5年10月1日からは石綿含有建材調査講習を修了した者で行うことが義務付けられます。建築物石綿含有建材調査講習では、労働局の登録を得て、石綿の有害性、関係する法令、様々な建材の種類、現地での調査の仕方、報告書の作成の仕方について、丁寧に説明し、必要な知識の習得を図るための講習を行います。卒業学科や就業年数、従事業務によって受講資格が異なりますので、下欄の受講資格要件をご確認ください。

【石綿作業主任者技能講習】

◆石綿含有建材に係る解体や改修工事の指揮監督等を行う際に必要な資格です

作業に従事する作業員に対し、作業方法を決定し、必要な工具や呼吸用保護具等の点検・使用について現場で指揮管理する石綿作業主任者の役割は、石綿による重大な疾病を予防するため、重要となります。石綿作業主任者技能講習では、必要な知識の習得を図るための講習を行います。当該講習を修了することで、前記の石綿含有建材調査者講習の受講資格を得ることが出来、一部科目の免除、受講料の減額を受けることが出来ます。なお、石綿作業主任者技能講習の受講資格要件はありません。

【石綿作業従事者特別教育】

◆石綿含有建材に係る解体や改修工事に従事する際に必要な資格です

石綿含有建材の解体や改修工事の作業に従事する作業者を対象に、作業方法や保護具の使用等に係る知識を取得し、作業するために必要な教育です。事業主に代わってこの教育を開催します。受講資格はありません。

石綿含有建材調査者講習の受講資格要件

石綿調査者講習を受講するためには、以下に掲げる受講要件があります。作業従事年数に足らないことから受講できない方は、石綿作業主任者技能講習を修了することで受講が可能となります。

● 講義を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者となります

- ① 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
- ② 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ③ 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ④ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（③に該当する者を除く。）
- ⑤ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑥ 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
- ⑦ ～ ⑫ 省略